

在スラバヤ日系企業向け無料個別相談会（2021年1月25日）の開催について

令和3年1月4日
在スラバヤ日本国総領事館

1月25日（月）13時～16時に日系企業向け無料個別相談会を開催します。インドネシアの法務に詳しい日本人弁護士から労使関係、投資規制、債権回収などの企業に関わる問題について無料で個別に相談を受けることができます。

なお、今回の無料個別相談会も、オンライン面談又はメールでの相談とさせていただきます。相談をご希望される方は、当館日系企業相談窓口（business-support@sb.mofa.go.jp）（矢澤領事）までご連絡下さい。

～参考～

☆在スラバヤ総領事館「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」ご利用について

在スラバヤ日本国総領事館では、本邦に本拠を構える日系法律事務所「TMI総合法律事務所」の協力の下、日系企業向け「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」を開設しています。

近年、当地で操業される日系企業各社様が当地で法律関係のトラブルに巻き込まれる事案が数多く発生しております。各社様におかれては、顧問弁護士契約を結ぶ等の対応をしておられるところも多いとは存じますが、特に当地法制度の曖昧さ、各種法律相互間の齟齬・不一致、判例の積み重ねが少ないことからの予測可能性の困難さ、公布から施行までの時間的余裕のなさからの現場への周知不徹底や、部署や担当官によって解釈が異なること等により、当局との予想外のトラブルの発生、或いは本邦の本社等からの日本法の考え方を基にした法律関係事実照会等に対して苦労しているとの声も耳にしております。

この「在スラバヤ日系企業リーガル・コンサルテーション窓口」は、インドネシア事情に詳しい日本人弁護士がスラバヤに出張、2ヶ月に1回程度、無料相談を提供することにより、日系企業各社様のより一層の安定操業を支援しようとするものです。

本相談は、法令や同種事例に関する情報提供を目的とするものであり、個別の事案に関する確定的なアドバイスの提供を行うものではありません。また、時間の都合上事前予約制（先着順。各回最大3社。1社につき約1時間。）とさせていただきます。相談の際には、本相談の結果生じた損害については当館及び弁護士・同事務所側は免責とする等を含む内容の承諾書に署名いただきますと共に、当館館員が同席させていただきます点につきましてもご了承下さい。